



日本弁理士会 副会長  
世良 和信

## 弁理士会副会長の公務便り

### 今月のことば

### *monthly word*

#### 1. はじめに

本年度（平成 22 年度）は、筒井会長自らも宣言されているように、任期 1 年を残した筒井政権にとって事業計画（マニフェストを含む）の総仕上げの年であり、正に正念場の年である。

また、本年度は、同業の弁理士菅直人氏が第 94 代の内閣総理大臣として菅内閣を組閣され、その所信表明演説において知的財産制度の重要性ななく「イノベーション促進の基盤となる知的財産…の利活用の促進」に言及された歴史的な年でもある。

このような意義深い年に弁理士会の副会長職に就任する巡り合わせとなったが、その職務（主担当）としては、一方の側面では政策・実務関係の委員会を、他方の側面では会員関係の委員会をそれぞれ分担することとなった。

ところで、小職が分担する会員関係等の委員会の職務内容も、昨今の弁理士業界を取り巻く社会情勢の劇的变化（米国発リーマン・ショック後の経済情勢の悪化に伴う日本企業の知財予算の削減や我が国特許庁に対する特許出願等の激減、更には規制緩和に伴う会員数の飛躍的増大や義務研修未受講者問題の勃発等）に応じて、その質的転換を迫られる状況にある。

以下、小職が職務分担する委員会の最近の活動状況について紹介する。

#### 2. 委員会活動の紹介

##### (1) 会員関係の委員会

- ① 例規設置委員会（コンプライアンス委員会、綱紀委員会、審査委員会、不服審議委員会、紛議調停委員会、選挙管理委員会、登録審査会）

これらの委員会の職務権限は例規に規定される通りであって、以下には、主として定例開催される委員会の注目すべきトピックスを紹介する。

##### i) コンプライアンス委員会

当委員会は、会員の業務に関する苦情事実の確認、必要な事実調査、意見具申等を行うが、前年度における苦情処理案件は総計 27 件である。

なお、最近のトピックスを紹介すると、特定商取引法の導入に伴って改正された「弁理士報酬の規律」（会則第 41 条の 2 第 2 項）及び「弁理士報酬に関する規則」（会令第 80 号第 4 条）の規定を履行実施するために、現在、事件受任時の依頼者への弁理士報酬及びその他の費用の明示に関するガイドラインを作成

中であり、何れ一般会員に公表の予定である。

また、弁理士会会長の指揮下にある「調査室」の独立性を担保するため、「コンプライアンス委員会規則」（会令第 85 号第 6 条第 1 項）の改正が行われた。

#### ii) 紛議調停委員会

当委員会は、会員又は当事者等の請求に基づいて会員の業務に関する紛議につき調停を行うが、前年度における調停案件は僅か 1 件のみであった。

トピックスとしては、苦情処理案件（紛議調停案件含む）を迅速に解決・処理するために、コンプライアンス委員会との間の連携・強化推進策が企画・実施されている。

#### iii) 選挙管理委員会

当委員会は、弁理士会の役員選挙に関する一般事務、選挙運動等の指導・監督を行う。

トピックスとしては、選挙管理委員会とコンプライアンス委員会の委員の兼任を禁止する会令（第 51 号第 12 条第 5 項）の改正が行われた。その理由は、コンプライアンス委員会の委員が会長指示の下に選挙違反等の事実調査を行う場合があり、その際に選挙管理委員会の委員（自分自身を含む）を取り調べる矛盾を排除する必要が有るからである。

同様の趣旨から、立候補者に制限を設けるための会令（第 51 号第 17 条第 5 項）の改正が行われた。

#### iv) その他の委員会の活動実績

会則第 49 条第 1 項の規定（会員の処分）を巡る様々な問題を取り扱う委員会としては、

綱紀委員会（事実の調査機関）、審査委員会（審査・決議機関）及び不服審議委員会（不服申立て事案の調査・審議機関）がある。

これらの委員会における前年度の取扱い実績は次の通りである。

綱紀委員会（28 件）、審査委員会（1 件）、不服審議委員会（2 件）。

#### ② 役員会設置委員会（弁理士推薦委員会、義務研修未受講対策検討委員会）

##### i) 弁理士推薦委員会

当委員会は、外部諸団体からの依頼に対して然るべき弁理士の選定・推薦を行っている。また、最高裁判所からの要請を受けて地裁及び知財高裁の裁判所調査官候補者の選定・推薦業務も行う。

特筆すべきは、大学等の研究機関からの特定技術分野（例えば、ips 細胞関連）における講師・相談員派遣依頼に対して、技術専門分野を踏まえた弁理士の推薦を行う推薦体制を構築している。

##### ii) 義務研修未受講者対策検討委員会

本年度に新設された委員会であり、義務研修の未受講者に対して様々な観点からその対策を講じる委員会であるが、本年度の審議委嘱ないし委嘱事項は次の通りである。

・継続研修実施細則（内規第 94 号）第 46 条に規定する義務不履行者を特定し会長へ報告すること。

・継続研修未受講者に関する、処分手続きに至るまでの手続き及び適用についての具体的な運用に関する検討。

・継続研修未受講者の処分手続きに至るまで

の対応マニュアルの策定。  
・継続研修未受講者へ対する受講勧告等に係る連絡。

## (2) 政策・実務関係の委員会

### ① 業務対策委員会

当委員会は、弁理士法違反事件（第75条、第76条の違反行為）を防止するための方策の検討と策定の実施を行う。

特に本年度は、外部情報（データベースや情報提供等）を積極的に活用して、弁理士法違反の疑いがある代理人（例えば、法人代理、従業員代理、他士業代理、その他の無資格者による代理）に関する全面調査及びこれらの被疑者に対する対応の実施が委嘱されている。

### ② 不正競争防止法委員会

当委員会は、文字通り、不正競争防止法に関する種々の事項の調査・研究を行い、その成果を研修・発表等により会員に還元することをその業務の目的とする。

本年度の注目事項は、商標法又は意匠法による保護以外に不競法第2条1号、3号の適用が必要とされる場合の調査・研究、同法第2条1、2号に定める「商品等表示」の成立要件とその類似性の判断基準に関する調査・研究等が委嘱されている点にある。

### ③ 知財経営コンサルティング委員会

当委員会の特色は、特許・商標等の知的財産に関する権利取得の代理を中核業務に位置付けた場合に、これらの中核業務から派生する知財

を巡る様々な周辺の事項・事案（例えば、知財の価値評価、知財の流通・流動化、知財の技術標準、知財の担保融資、知財の経営手法開発等）に関して適切な相談・助言・指導を行う新規業務、所謂コンサルタント業務の開発についての調査・研究を行うことにある。

本年度の注目事項は、中小企業基盤整備機構が推奨する知的資産経営報告書を活用した知財経営コンサルティング手法の研究・開発が挙げられる。

## 3. おわりに

ところで、弁理士業界を取り巻く社会環境の変化に応じて、弁理士会に対する社会の期待・要望等も自ずと変わってきているはずであり、我々弁理士個人も含めて外部環境の変化により良く適合していく必要がある。

斯かる視座に立脚するとき、これまでの縦割り行政の視点から見た委員会活動の紹介法は不十分のそしりを免れられないかもしれない。

そこで、本年度の執行役員会では、この度、複数の委員会（不正競争防止法委員会、知的財産価値評価推進センター、知財経営コンサルティング委員会他）に横断的に跨ってメンバー構成した単一の総合的政策機関（WG）を新たに立ち上げ、ワンストップ・サービス形式での外部要請・要望に答える新規事業を開始した。

この様なワンストップ・サービスの方法論も社会適合化策の答えの一つになるかもしれない。

以上